

鹿屋市コンプライアンス条例（案）

平成19年 月 日

条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、本市の行政組織において法令遵守を推進するための行動規範の確立及びその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、市民に対して法令遵守への理解と協力を求めることにより、職務の公平かつ公正な遂行を図り、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち市長、副市長及び水道事業管理者をいう。
- (2) 職員等 職員のほか、市が雇用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者、労働者派遣契約に基づき市に派遣されている労働者及び市が請負契約その他の契約を締結している事業者が行う当該契約に基づく事業に従事している労働者をいう。
- (3) コンプライアンス 職員が法律、条例、規則その他現行の法令に基づいて行政を執行することを基本に、日常業務の中で公平公正な職務の遂行について正しい選択と決断を行う法令遵守をいう。
- (4) 公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、公益を守るために、職員等が、市又は職員の法令違反行為が生じ又はまさに生じようとしていると思料することについて通報することをいう。
- (5) 不当要求行為等 鹿屋市不当要求行為等の防止に関する要綱（以下「不当行為等防止要綱」という。）第2条に規定する行為をいう。

（職員の責務）

第3条 職員は、公務員としての法令遵守の重要性を深く認識し、市民全体の奉仕者としての立場を自覚して、常に公共の利益の増進をめざして公平公正な職務の

遂行に努めなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に当たって、市民その他市政に関わりのあるすべての者に対して業務に関する説明を十分に行い、法令遵守について理解と協力を得るよう努めなければならない。

(管理監督者の責務)

- 第4条 管理監督の立場にある者は、自己の管理監督下にある部署において法令遵守の推進を図るため、部下職員の公平公正な職務の遂行について適切な指揮監督及び援助に努めなければならない。

(任命権者の責務)

- 第5条 法第6条に規定する任命権者(以下「任命権者」という。)は、その権限の下にある組織において法令遵守の推進が図られるよう、効果的な職員研修を実施するとともに、法令遵守の推進を図るための庁内体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

- 第6条 市民は、地方公共団体を構成する一員として常に本市の行政運営に関心を払い、公平かつ公正な職務の遂行についての理解と協力を努めるものとする。

- 2 何人も、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

- 第7条 本市における法令遵守体制の確立を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、鹿屋市コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法律について専門的知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 副市長
- (4) 教育長
- (5) 総務部長
- (6) 企画財政部長
- (7) 前6号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補充

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(委員会の所掌事項)

第8条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法令遵守の推進に関すること。
- (2) 公益通報者保護に関すること。
- (3) コンプライアンスに関する調査及び研究に関すること。
- (4) その他法令遵守の推進について必要な事項に関すること。

(公益通報)

第9条 職員等は、公益通報の必要があると認めるときは、速やかにその内容を通報することができる。

2 職員等は、通報をする場合は、原則として実名により誠実に行なうものとし、この制度を濫用してはならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第10条 正当な公益通報を行い又は公益通報に関する相談をした職員(以下「通報職員」という。)は、当該公益通報を行い又は相談したことを理由として、人事、給与その他職員の身分及び勤務条件に関していかなる不利益な取扱いをしてはならない。

2 通報職員は、正当な公益通報を行い又は相談したことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、公平委員会に苦情相談又は申立てを行うことができる。

3 通報職員及び通報者に関する情報は、不開示とする。

(任命権者の責務)

第11条 市及び任命権者は、通報職員又は通報者が前条第1項又は第2項に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 任命権者は、公益通報に係る事実がないことが判明した場合において、関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他関係者の名誉を回復す

るために必要な措置を講じなければならない。

- 3 任命権者は、第1項に規定する必要な措置を講じた後、通報職員又は通報者が公益通報を行い又は相談したことを理由として不利益な取扱いが行われていないか適宜確認するなど、通報職員又は通報者の保護の徹底を図らなければならない。

(公益通報に係る措置)

第12条 市長等は、公益通報に係る違法行為を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長等が前項に定める措置を行う場合は、委員会の意見を尊重しなければならない。

- 3 市長等は、第1項に定める措置を行ったときは、その内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報職員又は通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(不当要求行為等への対応)

第13条 職員は、不当要求行為等があったときは、これを拒否しなければならない。

- 2 職員(市長を除く。)は、不当要求行為等があったときは、不当行為等の防止要綱の規定に基づき処理しなければならない。

(不当要求行為等に対する措置)

第14条 市長等は、不当行為等防止要綱第7条第3項の規定により不当要求行為等防止対策委員会から報告を受けたときは、委員会の意見を尊重し、当該不当要求行為等の行為者に対して文書で警告する等必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の場合において、市長等が不当要求行為等の再発を防止するために必要と認めるときは、行為者の氏名、警告の内容その他の事項を公表することができる。

- 3 市長等は、競争入札の参加資格を有する業者に対して第1項に規定する警告を行った場合は、当該業者に対し指名停止その他必要な措置を講ずることができる。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、公益通報及び不当要求行為等の内容等について、公益上必要と認めるときは公表しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項

は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。